

景観重要建造物・樹木の指定について

1 指定に向けて

安曇野市景観計画策定から 15 年が経過することから、景観計画の見直しに伴い景観重要建造物・樹木の指定について検討を進めていく予定です。

検討にあたっては、景観法、景観法運用指針及び安曇野市景観計画に定める「景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針」を基に進めてまいります。

安曇野市では、景観重要建造物・樹木について助成制度がないため、まずは安曇野市が所有する建造物・樹木について指定の検討を進めるとともに、助成についても検討を進める予定です。

2 現在の状況

令和 6 年度に関連部署（都市計画課、文化課）から景観重要建造物・樹木の候補となりうる建造物・樹木の情報提供をいただき、指定候補の絞り込み作業中です。

3 長野県内の他市町村の状況

- ・ 景観重要建造物の指定
長野市（7 件）、佐久市（1 件）
- ・ 景観重要樹木の指定
茅野市（1 件）、佐久市（1 件）、高山村（10 件）
- ・ 助成金について
長野市、茅野市、高山村は助成制度あり。佐久市は現在なし。

景観重要建造物及び景観重要樹木（法第 19 条～46 条）

景観重要建造物の指定（法第 19 条第 1 項）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

景観重要建造物の指定の基準（規則第 6 条 抜粋）

法第 19 条第 1 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

「景観法運用指針より」

「これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む」とは、

■例えば、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合に、景観重要建造物に含まれるものとして指定することが考えられる。

「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは、

■地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること、また、当該建造物の外観が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である

（例）歴史的な様式を継承した新しい建造物を指定することや、新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物を指定する

「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」とは、

■地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない建造物を指定することが不適切であるという趣旨である。

景観重要樹木の指定（法第 28 条第 1 項）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第 3 項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

景観重要樹木の指定の基準（規則第 11 条）

法第 28 条第 1 項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

「景観法運用指針より」

「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは

■地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること、また、当該樹木の樹容が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である。

（例）地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木の類

「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」

■地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない樹木を指定することが不適切であるという趣旨である。

3 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物など」という。）の指定の方針は、次のとおりとします。

（１）景観重要建造物の指定の方針

良好な景観づくりに関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

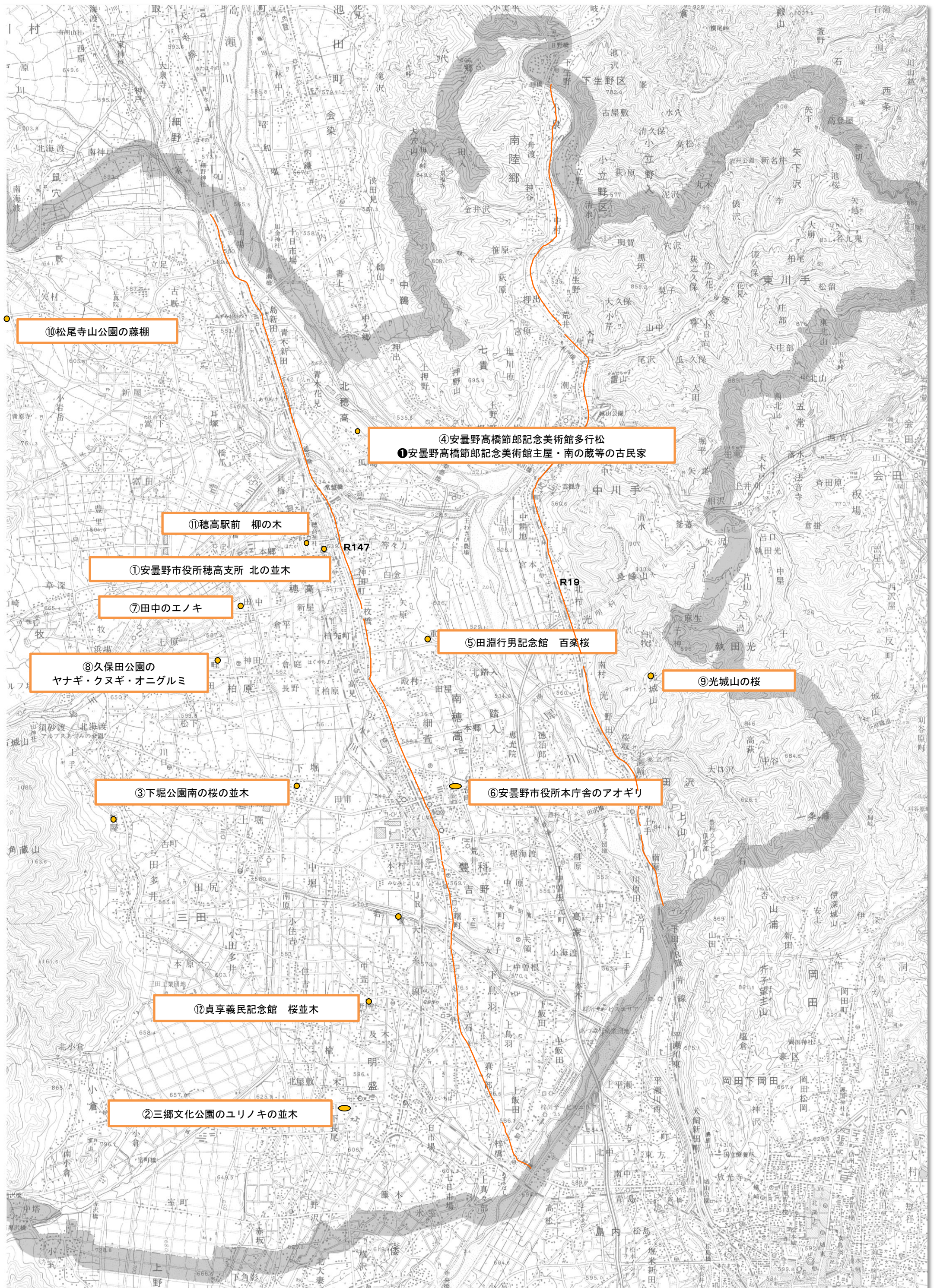
- ① 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、その建造物の外観が有しているものであること。
- ② 景観づくりの観点から指定するものであり、その建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ③ 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する建造物などについても積極的に対象とすること。
- ④ 建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物などがその建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- ⑤ 指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとする。

（２）景観重要樹木の指定の方針

良好な景観づくりに関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける樹木のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

- ① その樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- ② 景観づくりの観点から指定するものであり、その樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ③ 新たな都市景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木などについても積極的に対象とすること。
- ④ 指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとする。

位置図



番号	番号	景観重要樹木・建造物 名称	所在地	土地所有者	候補選定の理由等	その他
建造物	❶	安曇野高橋節郎記念美術館 主屋・南の蔵等の古民家	安曇野市穂高北穂高408-1	安曇野市	旧高橋家から受け継いだ古民家で、茅葺屋根や白壁の蔵等が、地域の良好な景観の形成に資すると思う。	令和6年度 文化課よりの情報
樹木	①	安曇野市役所穂高支所北の並木	安曇野市穂高6658 北側	穂高神社	穂高神社の参道と一体的で良好な景観である。	令和6年度 都市計画課よりの情報提供
樹木	②	三郷文化公園のユリノキの並木	安曇野市三郷明盛4715-1	安曇野市	公園整備から30年以上経過し、大木となった並木でゴーラウンドガーデン南から見ると良好な景観である。	令和6年度 都市計画課よりの情報提供
樹木	③	下堀公園南の桜の並木	安曇野市堀金烏川4730-1 南側	安曇野市 (市道：堀金1141号線)	下堀諏訪神社の参道として、神社と一体的で良好な景観である。	令和6年度 都市計画課よりの情報提供
樹木	④	安曇野高橋節郎記念美術館 多行松	安曇野市穂高北穂高408-1	安曇野市	旧高橋家から受け継いだ庭木で、市内他所ではあまり見られない珍しい種類の松であり、又、大きく樹形が独特である。 指定される場合において、病気や落雷等により、即剪定等の処置をしなければ木の生命・健康に害を及ぼす恐れがある場合や、近隣の住民・建物・動植物に悪い影響を及ぼす恐れがある場合は、審議会の審議を経ずとも緊急処置を可能としていただきたいと思います。	令和6年度 文化課よりの情報提供
樹木	⑤	田淵行男記念館 百楽桜	安曇野市豊科南穂高5078-1	安曇野市	田淵行男ゆかりの大山桜を桜の研究者が改良して記念館に植樹した。安曇野にいち早く春を告げる桜となっており、常念岳との景観のマッチングが見事である。	令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑥	安曇野市役所本庁舎のアオギリ	安曇野市豊科6000	安曇野市	【経過】 被爆アオギリ二世は、平和首長会議より寄贈いただいた苗木。 この苗木の親木は、爆心から1,300メートルの距離にある旧広島通信局の中庭で被爆し、焦土の中で青々と芽を吹き返し、1973年に広島平和記念公園に移植され、現在も成長を続けている。	令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑦	田中のエノキ	安曇野市穂高9661	安曇野市		令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑧	久保田公園のヤナギ・クヌギ・オニグルミ	安曇野市穂高柏原5080	安曇野市		令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑨	光城山の桜	安曇野市豊科光2194-1	安曇野市 上川手山林財産区		令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑩	松尾寺山公園の藤棚	安曇野市穂高有明7327-76他	安曇野市・民地		令和6年度 文化課よりの情報提供 (令和4年にも情報提供有)
樹木	⑪	穂高駅前 柳の木	安曇野市穂高5949-2	長野県	【経過】 昭和7年に、関東大震災復興記念として安曇野産のしだれ柳を出荷し、その柳により東京都中央区銀座の柳並木が復活。 この柳は、昭和62年に安曇野市(旧穂高町)が、中央区に柳100本を寄贈。駅前広場の柳は、その返礼として最初の出荷分の二世の柳が里帰りして植樹されたもの「銀座の柳二世」。	
樹木	⑫	貞享義民記念館 桜並木	安曇野市三郷明盛3209	安曇野市		